

契約後 V E 方式に関する特記仕様書

平成16年4月7日制定
令和8年4月1日改定
横浜市道路・交通政策局

1 適用

この工事は、契約後 V E (Value Engineering) 方式対象工事である。

2 定義

「V E 提案」とは、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、請負人(以下「乙」という。)が発注者(以下「甲」という。)に行う提案をいう。

3 V E 提案の意義及び範囲

- (1) 乙が V E 提案を行う範囲は、設計図書において定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わない範囲とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、次に掲げる提案については、原則として V E 提案の範囲に含めないものとする。
 - ア 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - イ 工事請負契約約款第19条(以下「契約約款」という。)に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案
 - ウ 入札時に競争参加資格要件として求めた、同種工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

4 V E 提案書の提出

- (1) 乙は、V E 提案を行おうとする場合、素案の段階において、事前に当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する時期及びしゅん工する時期を甲に通知しなければならない。
- (2) 前項の通知を受けた場合、甲は全体工期の延長が伴うか否かについて検討しなければならない。
- (3) 前項の検討の結果、全体工期の延長が伴う場合は、甲は V E 提案を受付けるか否か、又は、乙は V E 提案を行うか否かについて甲乙協議して定めることとする。ただし、当該協議が成立しない場合は、甲は対応を定め、乙に通知することとする。
- (4) 乙が V E 提案を行う場合は、V E 提案書(様式 1 ~ 4)に基づき、V E 提案書を作成し甲に提出しなければならない。
- (5) 甲は、提出された V E 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を乙

に求めることができる。

- (6) VE提案は、契約の締結日から、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、提出するものとする。
- (7) VE提案の提出費用は、乙の負担とする。

5 VE提案の審査

乙のVE提案は、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価して甲が審査する。

6 VE提案の採否等

- (1) 甲は、VE提案の採否について、VE提案の受領後14日以内にVE提案採否通知書（様式5）により乙に通知しなければならない。ただし、乙の同意を得た場合は、この期間を延期することができるものとする。また、提出されたVE提案が適正と認められなかった場合は、その理由を付して通知するものとする。
- (2) 甲は、契約後VE対象工事に係る契約約款特約条項の規定に基づき設計図書の変更を行う場合は、契約約款第25条の規定により請負代金額の変更を行うものとする。また、請負代金額の変更は、VE提案により請負金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。
- (3) VE提案が、適正と認められた後、契約約款第19条の条件変更が生じた場合において、甲がVE提案に対する変更案を求めた場合、乙はこれに応じるものとする。
- (4) VE提案を採用した後、契約約款第19条の条件変更が生じた場合のVE管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由により、工事の続行が不可能となった場合等のVE管理費について、甲乙協議して定めるものとする。
- (5) 甲は、VE提案の審査結果に対する不服申し立ては受付けないものとする。

7 VE提案の保護

VE提案について、甲がその他の工事において使用する場合に、乙に承諾を得ることを求める場合は、様式4の(3)「VE提案が採用された場合に留意すべき事項」の欄に承諾を求める旨記載することとし、その記載がない場合甲は乙の承諾が得られたものとする。ただし、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、乙の承諾を得ずに使用できるものとする。

なお、VE提案が、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

8 責任の所在

甲がVE提案を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った乙の責任は否定されるものではないものとする。